

諫早市産業振興促進計画

令和7年5月27日作成

長崎県諫早市

1. 計画策定の趣旨

諫早市は、長崎県南部の中央に位置し、長崎・島原・西彼杵の各半島の結節部にあり、古くから交通の要衝として大きな役割を果たしています。また、東は有明海、西は大村湾、南は橘湾と三方を海に囲まれ、北は多良山系を望み、四季折々の豊かな自然に恵まれています。

平成17年3月に、旧諫早市、旧多良見町、旧森山町、旧飯盛町、旧高来町、旧小長井町の1市5町が合併し、人口144,034人（平成17年国勢調査）、面積341.79km²の新たな諫早市となりました。半島振興対策実施地域（以下、「半島振興地域」という。）として、旧森山町の区域が指定されています。

旧森山町は、島原半島の北西部に位置し、袋地状をなす島原半島と県央地域との陸上交通の結節部となっています。総面積は、23.26k m²と、市全体の6.8%を占めています。また、地域の約4割は、田園地帯となっており、古くから干拓により開いた田園で県内でも有数の穀倉地帯が形成されています。

旧森山町の人口は、平成17年の合併時6,002人（平成17年国勢調査）から令和2年の国勢調査では5,094人と15.1%減少しています。また、生産年齢人口についても3,536人から2,605人に減少する一方で、高齢化率は26.2%から36.7%と増加しております。産業構造については、令和2年時点における就業人口比率が第1次産業11.7%（全国平均3.2%）、第2次産業22.3%（同23.4%）、第3次産業66.0%（同73.4%）となっており、第1次産業が全国平均を大きく上回っています。

旧森山町については、主要産業である農業において、農産物の需要・価格の不安定化や、資材及び燃油価格の高騰、従事者の高齢化や後継者不足が大きな課題となっているものの、地域高規格道路（島原半島）の一部を構成する国道57号森山拡幅の整備が進むなど交通環境の改善が図られています。

このような状況の中で、本市の地域資源を最大限活用し基幹産業である農林水産業をはじめ、製造業、観光業等のさらなる振興を図り、雇用の確保並びに経済活動を活性化させることが必要です。

このため、平成31年に本市の産業振興に関する基本方針及び施策を示し半島振興地域における産業の振興を図っていくために半島振興法（昭和60年法律第63号）第9条の2第1項の規定に基づき産業振興促進計画を策定したところ、同計画の期限到来に伴い、新たに計画を作成するものです。

また、本計画は2期目の計画となりますが、前計画（平成31年度～令和6年度）の目標達成状況に係る評価は次のとおりです。

(1) 旧計画における目標

業種	設備投資件数 (件)	新規雇用者数 (人)
製造業	1	1
農林水産物等販売業	1	1
旅館業	1	3

(2) 目標達成状況

業種	設備投資件数 (件)	新規雇用者数 (人)
製造業	0	0
農林水産物等販売業	0	0
旅館業	1	2

※平成 31 年度から令和 6 年度末現在の産業振興機械等の取得等に係る確認書交付実績による

(3) 目標が未達成の場合における改善すべき課題

対象地域の自然豊かな立地を活かし一部の業種は達成できたが、人口減少や高齢化、地理的制約などにより、事業所の進出や設備投資が進んでいない状況です。また、新たな設備投資等への支援となる半島税制について、活用する事業者へ直接的な周知が不足しています。

(4) 課題に対する更新後の計画における対応方針

本市は、上記達成状況を踏まえ、産業振興及び雇用機会の拡大を実現するため、半島税制を活用し、設備投資等を進めることで地域からの人口流出や高齢化を抑制し、雇用機会の確保を図ることが必要です。

そのためには、現在、産業の中心となっている農林水産業の 6 次産業化への取組や、自然豊かな地域資源をいかした観光事業、そして製造業をさらに推進するとともに、半島税制を事業者へ効果的に周知し、企業誘致及び設備投資の促進を図る必要があります。

2. 計画の対象とする区域

本計画の対象となる区域は、半島振興地域である諫早市森山地域（旧森山町の区域内に限る。）とします。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和 7 年 7 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までとします。

4. 対象区域の産業の現状と課題

計画区域における産業の現状及び課題については、次のとおりです。

(1) 農林水産業（農林水産物販売業を含む）

森山地域は、県下有数の穀倉地帯であり、起伏の多い丘陵地帯と丘陵山際の旧海岸線から数次に渡って干拓造成された水田地帯が広がっており、米、麦、大豆を主軸として作付がされています。また、丘陵地帯では、露地野菜、ハウス栽培等の農業が営まれています。

森山地域の水田については、干拓地水田であるため、常に水害に悩まされてきましたが、国営諫早湾干拓事業により排水不良、湛水被害が改善されつつあります。今後は、水田の利用集積を図り、農作業の受託拡大、一貫作業体系の確立により、低コスト稲作を実施するとともに、排水特別対策事業、暗渠排水事業等によって水田の汎用化を推進し、米、麦、大豆、そばに加え、ミニトマトを中心としたハウス栽培の取組を進め、収益性の高い作物を集团的に生産できるよう経営体を育成する必要があります。

山間部の畑・樹園地については、急傾斜であり、近代化施設等の導入が困難視されるため、露地野菜、ハウス栽培等の集約的農業の推進が求められています。

(2) 商工業（製造業を含む）

対象地域には、まとまった商店街はありませんが、国道 57 号沿道を中心に飲食店等が立地している現状です。また、製造業についても、鉄工所、食品工業などがありますが、集団化・集積化した業種は見られず、いずれも小規模な事業所が点在している状況です。しかしながら、高規格道路の開通により長崎自動車道の諫早インターチェンジまでの移動時間の短縮が図られたことから、長崎・諫早方面と島原半島を結ぶ交通の要衝としての特性を活かした商業施設の集積や新たな企業の進出が期待されます。また、基幹産業である農業と連携を図り、特産品を活用した加工品などの商品開発などに取り組んでいく必要があります。

(3) 観光業（旅館業を含む）

唐比湿地公園のハス園、唐比ふれあい牧場、唐比海岸などの豊かな自然環境のほか、唐比湿地帯の栄養豊富な土壌で育った「幻の唐比れんこん」などの特産品にも恵まれています。これらが集客に結びついていないため、体験型観光メニューなどソフト事業を検討していく必要があります。

(4) 情報サービス業等

通信事業者と連携し、光回線を整備しています。今後、情報通信の技術を活用する企業の情報収集やPR活動の推進に取り組んでいく必要があります。

5. 産業の振興の対象とする事業が属する業種

本計画における対象業種は、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等とします。

6. 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等との役割分担

上記業種毎における取組み・関係団体等の役割分担については、以下のとおりです。

(1) 農林水産業（農林水産物販売業を含む）

実施主体	取組内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手に対する農地の集積による経営規模拡大の支援 ・園芸ハウス等の生産基盤の整備による経営安定化の支援 ・生産性と品質の向上を目指す高付加価値型農業の推進 ・計画的な農業経営の改善に取り組む意欲のある担い手及び新規就農者の育成・確保 ・農地中間管理機構を通じた農地の集積・集約化 ・排水対策事業の実施や農地耕作条件改善事業による暗渠排水等の生産基盤の整備に対する支援
市農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・権利移動のあっせん、調整による農地の流動化
生産者	<ul style="list-style-type: none"> ・農作業の受託拡大、一貫作業体系の確立による低コスト稲作の実施 ・麦・大豆の品質向上への取組の推進 ・長崎県央農業協同組合の作物部会を中心としたミニトマトなどのハウス栽培への取組の推進

(2) 商工業（製造業を含む）

実施主体	取組内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ・本市独自の条例に基づく奨励措置や条例に基づく固定資産税の課税免除、不均一課税による企業誘致、設備投資の推進 ・半島税制に関するチラシの窓口への設置

(3) 観光業（旅館業を含む）

実施主体	取組内容
市	宿泊観光促進事業の周知、コンベンション大会等の誘致

諫早観光物産コンベンション協会	スポーツ大会や合宿・コンベンション等の主催者に対する助成金の交付事務
-----------------	------------------------------------

(4) 情報サービス業等

実施主体	取組内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県、通信事業者との連携 ・情報通信の技術を活用する企業の情報収集

(5) 共通

実施主体	取組内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ・半島税制による租税特別措置、固定資産税の不均一課税の実施 ・ホームページなどを活用した制度周知
県	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税（県税）の不均一課税の実施 ・県内市町、国等広域的な関係機関との連絡調整、情報交換 ・ホームページなどを活用した制度周知

7. 計画の目標

(1) 本計画に係る計画期間中の目標

平成31年度から令和6年度の間固定資産税の不均一課税を適用した事例を参考に目標設定し半島税制の適用対象となる設備投資件数は1件、新規雇用者は3人以上とします。

(2) 事業者向け周知に関する目標

半島税制に係るチラシの設置やホームページ等において、各種事業者に対して効果的な周知を行います。特に対象区域の基幹産業である農林水産業分野においては、補助事業を活用して施設等の整備を行う事業者に対し、半島税制周知のチラシを配布します。

8. 計画評価・検証の仕組み

本計画に記載する取り組みについては、全庁的に実施している事業評価や総合計画の進捗管理により、効果検証や進捗管理を行います。

また、効果検証の結果については、次年度の取り組み等に反映させます。

9. 参考データ等

【国勢調査にみる人口・世帯数の推移】

(1) 世帯数

年次		諫早市	森山地域
平成	17年	50,052	1,778
	22年	50,989	1,774
	27年	51,897	1,790
令和	2年	53,235	1,799

(2) 人口

年次		諫早市			森山地域		
		計	男	女	計	男	女
平成	17年	144,034	68,154	75,880	6,002	2,823	3,179
	22年	140,752	66,192	74,560	5,753	2,669	3,084
	27年	138,078	65,029	73,049	5,419	2,482	2,937
令和	2年	133,852	63,544	70,308	5,094	2,344	2,750

【国勢調査による産業別就業者】

年次		第1次産業		第2次産業		第3次産業	
		諫早市	森山地域	諫早市	森山地域	諫早市	森山地域
平成	17年	5,061	375	16,027	749	46,176	1,687
	22年	4,250	340	14,341	649	43,406	1,589
	27年	4,120	358	14,729	619	44,921	1,635
令和	2年	3,513	277	14,001	526	44,308	1,561

【本市の農家戸数】

(単位：戸)

年次	総農家	販売農家	自給的農家
平成27年	4,317	2,581	1,736
令和2年	3,606	2,138	1,468

※「農林業センサス」より

【本市の農家人口】

(単位：人)

年次	基幹的農業従事者※	
	男	女
平成27年	3,496	1,959
令和2年	2,607	1,570

※普段仕事として自営農業に主に従事している人

※「農林業センサス」より

【本市の認定農業者数】(令和5年度末現在)

(単位：人)

地区	野菜	花き	畜産	果樹	普通作	その他	合計
諫早	90(6)	14(4)	21(5)	6(0)	101(5)	1(0)	233(20)
多良見	1(0)	0(0)	1(0)	55(12)	0(0)	0(0)	57(12)
森山	42(5)	3(0)	10(1)	0(0)	71(5)	1(1)	127(12)
飯盛	104(6)	13(2)	4(2)	0(0)	0(0)	0(0)	121(10)
高来	30(2)	3(0)	2(0)	3(0)	10(2)	1(1)	49(5)
小長井	26(2)	4(1)	11(4)	5(1)	1(1)	1(1)	48(10)
干拓	21(13)	1(1)	9(3)	0(0)	0(0)	0(0)	31(17)
合計	314(34)	38(8)	58(15)	69(13)	183(13)	4(3)	666(86)

※()内数字は法人数